

社会医療法人きつこう会 多根総合病院

1. 社会医療法人きつこう会の理念

愛を原理とし 秩序を基礎とし 進歩を目的とす

2. 基本方針

質の高い継続的な全人的医療を展開し、患者さまに信頼される病院をめざす

3. 沿革

わが国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、1人の高齢者を1.8人で支える社会構造になると予測されている。このような状況においても適切な医療・看護を地域の人びとが受けることができるよう対応していくことが必要である。そこで、手順書により一定の診療の補助を行うといった高度かつ専門的な知識と技術をもち、チーム医療のキーパーソンとして役割を發揮していくことができる看護師を養成することを目的に、国は特定行為に係る看護師の研修制度を創設した。(保健師助産師看護師法第37条の第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 平成27年10月1日施行)

社会医療法人きつこう会多根総合病院では、法人の理念・基本方針を踏まえ、2017年2月27日、厚生労働省が指定する看護師の特定行為研修の指定研修機関となった。

4. 研修理念・目的・目標

1) 研修理念

社会医療法人きつこう会は、質の高い継続的な全人的医療を展開し、患者さまに信頼される病院を目指すという基本方針に則り、患者・利用者に最も近い場にある看護師がチーム医療のキーパーソンとして、患者・国民のニーズに応えることはもちろん、医師・歯科医師・その他メディカルスタッフから期待される役割を十分に担える看護師の特定行為研修を目指していく。特定行為研修は看護師が手順書により、医療安全に配慮し、在宅を含む急性期・慢性期医療現場において、実践的な理解力、思考力及び判断力かつ高度な専門的知識と技術が發揮できるように研修を行っていく。研修を受けた看護師は、たゆみなく自己研鑽し研修を通してさらなる自己成長を図り社会貢献を目指す。

2) 研修目的

地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、医療安全を配慮しつつ、高度な臨床実践能力を發揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして活躍できる看護師を育成する。

3) 研修目標

- (1) 地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基礎的能力を養う。
- (2) 地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、患者の安全・安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実行できる基礎的能力を養う。
- (3) 地域医療及び急性期・慢性期医療の現場において、問題解決にむけて、多職種と効果的に協働できる能力を養う。
- (4) 自らの看護実績を見直しつつ、標準化する能力を養う。

5. 修了要件

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要がある。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格する。
- 2) 1) 修了後、特定行為区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価、一部の科目では実技試験に合格すること。

*なお、特定行為研修終了後は、修了した特定区分の修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

6. 定員

- ・特定行為各区分8名までとし、合計10名までとする。
- ・社会医療法人きつこう会以外の特定行為研修を修了した認定・専門看護師3名までとする。

7. 研修期間と募集時期

研修期間 5月1日～3月31日

共通科目4か月(5月～8月)

共通科目を履修後に区分別科目を受講開始する。(9月～3月)

※共通科目を受講済の方は、区分別のみ受講する。

その場合は9月からの開始とする。

募集時期 年1回 2月

8. 研修内容と時間数

研修は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「特定行為区分別科目」に分かれており、研修は、講義、演習または実習によって行われる。

1) 共通科目(必修科目): 特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目

共通科目名	時間数
臨床病態生理学	30時間
臨床推論	45時間
フィジカルアセスメント	45時間
臨床薬理学	45時間
疾病・臨床病態概論	40時間
医療安全学/特定行為実践	45時間
合計時間数	250時間

* 共通科目は、科目毎にe-learningと演習を中心とした講義を受け、筆記試験で8割取得で合格とする。

2) 区分別科目 (選択科目) : 各特定行為に必要とされる能力を身につけるための科目
 *5 区分の中から 1 区分以上選択可

区分別科目	定員数	特定行為	時間数
腹腔ドレーン管理関連	8 名	○腹腔ドレーンの抜去 (腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)	9 時間
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	8 名	○中心静脈カテーテルの抜去	8 時間
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	8 名	○末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	10 時間
創傷管理関連	8 名	○褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ○創傷に対する陰圧閉鎖療法	37 時間
創部ドレーン管理関連	8 名	○創部ドレーンの抜去	6 時間
動脈血ガス分析関連	8 名	○直接動脈穿刺法による採血 ○橈骨動脈ラインの確保	16 時間
栄養及び水分管理に係る 薬剤投与関連	8 名	○持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 ○脱水症状に対する輸液による補正	18 時間

*実習 : 特定行為毎に 5 症例以上を実践し、レポートにまとめる。

9. 特定行為研修受講料について

- 1) 入学金 なし
- 2) 受講料一覧

区分別科目	1 人あたりの金額 (消費税込み)
共通項目	330,000 円
腹腔ドレーン管理関連	55,000 円
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	55,000 円
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈 注射用カテーテル管理) 関連	55,000 円
創傷管理関連	110,000 円
創部ドレーン管理関連	55,000 円
動脈血ガス分析関連	55,000 円
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	55,000 円

* 社会医療法人きつこう会以外の看護師で、自機関での実習の場合、それぞれ半額とする。

10. 受講資格

次の各号に定める要件をすべて満たしていることが必要

【必須条件】

- 1) 看護師免許を有すること
- 2) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有すること
- 3) 施設長の推薦を有すること
※推薦状が取得できない場合は要相談
- 4) クリニカルラダーⅢ以上を取得していること
※クリニカルラダーを実施されていない機関の場合は要相談

11. 出願手続き

募集期間

2023年2月6日(月)～2023年2月17日(金) 当日消印有効

1) 提出書類 ※提出された出願書類は返却しない

(1) 共通科目・特定行為区分別受講希望者

- ① 受講願書(様式1)
- ② 履歴書(様式2)
- ③ 受講志願理由書(様式3)
- ④ 推薦書(様式4)
※推薦状が取得できない場合は要相談
- ⑤ 緊急連絡先(様式5)
- ⑥ 看護師免許(写A4サイズ)
- ⑦ 審査料振込証明書
- ⑧ クリニカルラダーⅢ終了証またはそれを証明できるもの
※クリニカルラダーを実施されていない施設の場合は要相談

(2) 区分別のみ受講希望者

上記 ①～⑧と特定行為研修終了書(写)

2) 出願書類提出先と提出方法

(1) 出願書類提出先

〒550-0025

大阪市西区九条南1-12-21

社会医療法人きつこう会 看護師特定行為研修担当者

(2) 提出方法

必ず「郵便書留」または「特定記録郵便」で送付すること

(問い合わせ窓口) TEL: 06-6581-1071 (代) 看護師特定行為研修担当者(仲)

12. 選考日及び方法・審査料

1) 共通科目・特定行為区分受講希望者

選考日 : 2023年3月3日(金) 13時～17時

場所 : 社会医療法人きつこう会 多根総合病院4階講堂

選考方法: 筆記試験・小論文 面接

審査料 : 11,000 円 (消費税含む)

2) 特定行為区分のみ受講希望者

選考方法: 書類審査

審査料 : 5,500 円 (消費税含む)

13. 合格発表

2022年3月23日(木)

- ・提出書類・筆記試験・小論文・面接の結果より、社会医療法人きつこう会多根総合病院 看護師特定行為研修管理委員会にて協議する。
- ・選考結果については、本人宛て簡易書留速達にて郵送する。
- ・電話やFAXでの可否の問い合わせには応じない。

14. 受講料と受講手続き期間について

1) 受講料の納付金額については各自に通知する。

2) 受講手続き期間

2023年4月3日(月)～2023年4月14日(金)

15. 審査料・受講料の振込み先について

審査料および受講料についての振込先は以下の通り

銀行名 : 三菱東京UFJ銀行 支店名 : 九条支店
預金種別: 当座 口座番号: 1813
口座名義人: 社会医療法人きつこう会 理事長 多根 一之

16. 助成金活用について

看護師の特定行為研修は下記の対象となるため、対象者自身で申請

1) 一般教育訓練給付金

働く者の主体的な能力開発の取り組みまたは中長期的なキャリア形成を支援し雇用の安定と再就職の促進を目的とし教育訓練に支払った費用の一部が支給される。

2) 専門実践教育訓練給付金

働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る。

3) 人材開発支援助成金

(2017年キャリア形成助成金から改名)

労働者のキャリア形成の促進を目的とした助成金